

# 近畿大学校友会会費に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、近畿大学校友会会則第6条第3項に基づいて定めるものであって、納入方法等に関してはこの規程の定めるところによる。

## (会費の納入方法)

第2条 準会員の会費は、学校法人近畿大学が代理徴収し、本会へ収めるものとする。

2 前項の会費は、終身会費とみなすものとする。

3 代理徴収の時期及び金額については、学校法人近畿大学の運用に一任するものとする。

4 特別会員の終身会費は、幹事会承認後3ヶ月以内に本会に納入するものとする。

## (会費の返還)

第3条 既納の会費は原則として返還しない。

## (改廃)

第4条 この規程の改廃については、執行部会議の議を経るものとする。

## 附 則

本規程は、令和元年5月11日から施行する。

## 附 則

本改正規程は、令和元年6月15日から施行する。